

安全の確保

- 釣りに行く前には気象・海象情報を必ずチェックしましょう。
- 単独行動をせずに複数人で行くようにしましょう。
- 釣りの計画（場所・帰宅予定時間）を家族などの第三者に伝えておきましょう。
- ライフジャケットを着用しましょう。
- 立入禁止区域には入らないようにしましょう。

遊漁のマナー

- 空き缶、ビニール袋、釣り針・糸などのゴミは持ち帰りましょう。
- 定置網や養殖施設に係留しないようにしましょう。
- 港に置かれている漁具などには近づかないようにしましょう。
- 小型魚のリリースなど、必要以上に釣ることは避けるほか、資源保護に努めましょう。
- 水産資源の資源評価、資源管理の精度向上のため、採捕量の報告にご協力をお願いします。

[水産庁 遊漁の部屋](#)

[検索](#)

石川県

遊漁ルールブック <海面編>

～漁業者による資源管理・漁場管理の取組についてご理解・ご協力をお願いします～

資源管理

水産資源の持続的利用を図るため、漁獲可能量(TAC)や自主規制（休漁や体長制限、網目制限など）による資源管理に取り組んでいます。

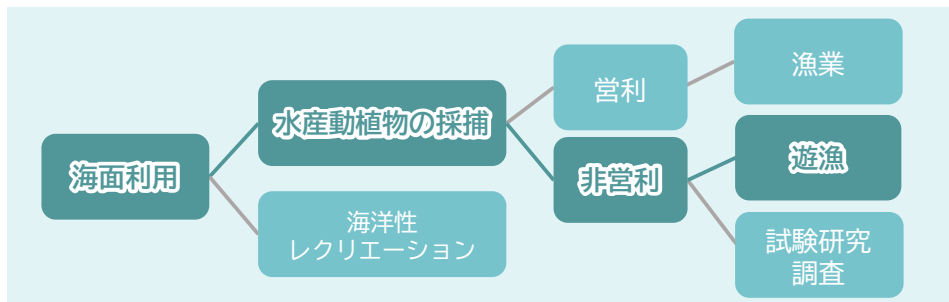
漁場管理

沿岸漁場管理制度に基づく取組や自主的な取組として、外敵駆除や海岸清掃による藻場保全などを実施しております。

はじめに

このガイドブックは、石川県の海面における遊漁に関するルールなどをまとめたものです。

「遊漁」とは、営利を目的とせず、試験研究・調査以外で水産動植物を採捕することをいいます。



水産動植物の採捕については、水産動植物の繁殖保護や秩序ある漁場の利用のために水産関係法令によって、漁具漁法、禁止区域、禁止期間、魚種ごとの大きさの制限など、様々な規制が決められています。

関係法令の内容に十分注意して、遊漁を楽しんでください。

漁業権

石川県沿岸には共同漁業権が設定されています。

共同漁業権区域内では、遊漁者が漁業権対象の水産動植物を採捕したり、漁業権漁業を妨害した場合、100万円以下の罰金が科せられる可能性があります。

漁業権対象の水産動植物

貝類

あわび、さざえ、かき、
いがい、あさり、はまぐり、
べにざらがい、あこやがい、
うちむらさきがい、
ばいがい



動物

なまこ
うに
たこ
えむし



海藻類

わかめ、あおのり、いわのり、
えご、てんぐさ、もずく、
くろも、いぎす、あかもく、
ほんだわら、かじめ、
うみぞうめん



遊漁に関する法令等

■ 漁業法

水面の総合的な利用による漁業の発展を目的とする法律です。漁業権、漁業の許可などについて規定されています。

■ 水産資源保護法

水産資源の保護培養を図り、その効果を維持することにより漁業の発展に寄与するための法律です。爆発物、有毒物を使用した水産動植物の採捕の禁止や保護水面による水産動植物の保護培養などについて規定されています。

■ 石川県漁業調整規則

漁業法及び水産資源保護法に基づき、石川県の管轄する海面などで水産動植物を採捕する漁業者や遊漁者などに適用される規則です。漁具・漁法、採捕禁止区域、魚種ごとの採捕禁止期間、体長制限などの様々な規制や罰則が規定されています。

■ 石川海区漁業調整委員会指示

漁業者代表や学識経験者などで構成される石川海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護など漁業調整のために必要がある場合には、水産動植物の採捕などに関する指示をすることができます。

特定水産動植物の採捕の禁止

特定水産動植物に指定されているあわび・なまこ・しらすうなぎ（全長13センチメートル以下のうなぎ）については、許可や漁業権等に基づかずに採捕した場合、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金に科せられます。



遊漁者が使用できる漁具・漁法

(石川県漁業調整規則第40条)

遊漁者が海面で使用できる漁具・漁法は以下のものに限られています。
これ以外の漁具・漁法の使用は禁止されています。

竿釣及び手釣



投網

船を使用しないものに限ります。



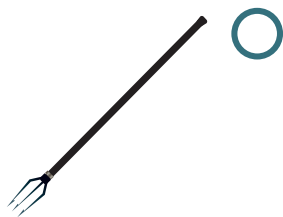
徒手採捕



はし



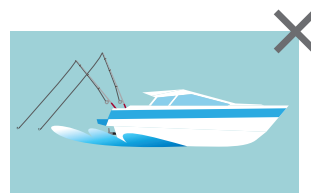
やす



たも網及び叉手網



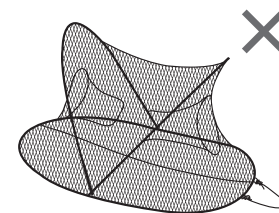
トローリング



潜水器



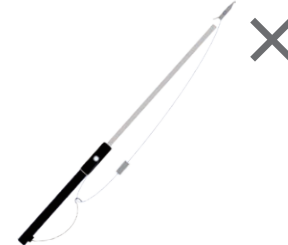
かご



かに網



チョッキ鉈



水中銃



石川県内の海面において、使用が認められていない漁具・漁法の一例です。

よくある 問い合わせ

Q 「トローリング」は竿釣りに該当しないのですか？

A 「トローリング」は、釣り糸及び釣り針を有する漁具を船舶によってひき廻して行う方法であり、「ひき縄釣り」に該当することから、認められていません。

Q 「やす」とは？

A 「やす」とは、漁獲物を突き刺す先端部と柄が固着しており、柄を手を持って突き刺すものをいいます。チョッキ鉈や水中銃などのように、先端部と柄が離れるものは使用できません。
また、柄の末端部にゴムが付いている「やす」においても、ゴムを用いて投射し、柄から手が離れる場合には「やす」とみなされないため、使用できません。

Q アクアラングなどの簡易潜水器を用いた徒手採捕は可能ですか？

A 簡易潜水器も潜水器に含まれるため使用できません。

Q 徒手採捕であれば、漁業権対象の水産動植物の採捕は可能ですか？

A 漁業権対象の水産動植物については、徒手採捕であっても漁業権侵害の対象となり、採捕できません。

石川海区漁業調整委員会指示

まき餌の使用禁止

次の(1)から(3)の区域内において、まき餌(こませ籠及びだんご釣りを含む。)の使用が禁止されています。

- (1) かき養殖施設の各部から周囲50メートル以内の区域
- (2) コンクリート面造成したいわのり漁場
- (3) 舳倉島燈台、七ツ島の大島燈台及び嫁礁燈台の各中心点から半径5海里以内の区域

船釣りの禁止区域

定置網漁業の漁具の各部から周囲200メートル以内の区域では船釣りが禁止されています。

クロマグロ遊漁

クロマグロの資源回復のために、石川県をはじめ、全国の漁業者が漁獲を大幅に削減するなど厳しい資源管理に取り組んでいます。

資源管理の実効性を確保するため、遊漁についても一定の管理を行う必要性が生じたことから、令和3年6月から、広域漁業調整委員会指示による規制が導入されました。

最新の規制内容については水産庁ホームページをご確認ください。

クロマグロ遊漁

検索

遊漁船の利用

「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場に案内し、釣りなどにより水産動植物を採捕させる事業です。

遊漁船業を営むためには、営業所ごとに、石川県知事の登録を受けなければなりません。年に一度の営業でも、営利を目的として遊漁船業を営む場合は、登録が必要です。

■遊漁船業者、遊漁船業務主任者の皆様

令和6年4月1日から、遊漁船業の制度が大きく変わり、遊漁船業者には以下の対応などが新たに求められることとなります。

- ① 新しい業務規程の作成が必要になります。
- ② 定員1人あたりの損害賠償保険の金額が、5,000万円以上に引き上げられます。
- ③ インターネットによる情報公開が義務化されます。(一部除外あり)
- ④ 重大事故が発生した場合、県への報告が義務となります。
- ⑤ 業務主任者実務研修の必要日数の延長ほか、習熟度確認が必要となります。
- ⑥ 出航前検査、乗務記録作成、保存が必要となります。
- ⑦ 違反者の欠格期間が2年から5年に延長されます。
- ⑧ 通信設備や救命設備の搭載が義務付けられる見込みです。

※令和6年3月1日時点の内容です。最新の情報は水産庁HPよりご確認ください。

水産庁 改正遊漁船業法

検索

■遊漁船を利用する皆様へ

登録を受けた遊漁船業者の船を利用しましょう。登録を受けた遊漁業者の船体には登録番号及び登録票が掲示されています。(登録票については自社HP又は営業所にも掲示)

登録番号(例)

釣 石川県 ○○○○
4桁の番号

登録票(例)

遊漁船業者登録票	
氏名又は名称	
登録番号	
登録の有効期間	
営業所の所在地	
遊漁船の名称	
遊漁船業務主任者の氏名	
損害賠償措置の保険期間	